慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

| | |
|---|---|
| Title | 中華民国訓政時期約法の制定と蒋介石 |
| Sub Title | The provisional constitution of Chinese republic 1931 and Chiang Kai-shek |
| Author | 石川, 忠雄(Ishikawa, Tadao) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1964 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.7 (1964. 7) ,p.1- 16 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 論説 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640715-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 中華民国訓政時期約法の制定と蔣介石

石川忠雄

## 一

一九二八年六月北伐を完了した中国国民党は、八月八日から五中全会をひらき、北伐完成後の基本政策を討議した。その結果、㈠北京占領をもつて孫文の建国大綱にいう軍政時期をおわり訓政時期が開始されたものとみとめる ㈡東三省にある奉天派張学良については政治的手段によつて解決する ㈢五院制国民政府を樹立する ㈣政治分会を廃止する ㈤北伐によつて膨脹した軍隊を整理する――などの諸事項を決定し、さらに十月三日には訓政時期における国家組織の基本的関係を明らかにした訓政綱領六ヵ条を公布するとともに、[1] これにもとづいて翌四日国民政府組織法を制定公布し、五院制国民政府を樹立した。[2] また十二月には、満州の張学良が三民主義の遵奉を声明して国民党に加入し、政局は安定して国内建設に出発する態勢が一応整備されたかに思われた。とくに蔣介石は、十月八日国民政府主席に就任したばかりでなく、国民党軍事委員会主席、陸海空三軍総司令を兼任し、「平時の中国元首としては実に広範な権力を持つ」[3] にいたつたのである。

しかし、それにもかかわらず、蔣介石の抬頭に対する国民党内各派の反対は、無視しがたいものがあつた。当時国民党内

の派閥には、主として、㈠林森・鄒魯などの西山派（右派）㈡胡漢民を中心とする広東派（右派）㈢汪兆銘・陳公博などを中心とし、地方党部につよい潜在的影響力をもつ国民党左派（のちの改組派）[4]㈣李宗仁・白崇禧・李済琛らの広西派㈤馮玉祥派㈥閻錫山の山西派㈦張学良の奉天派㈧党の主流である蔣介石派――などがあつたのであるが、これら派閥のうち広東派を除く各派の反蔣的傾向は、中央における蔣介石の権力が強化されるにしたがつて強くなつていつたのである。なぜならば、国民党による北伐は、たしかにいわゆる旧軍閥を排除することには成功したけれども、それは、党内に各種勢力を内包しつつ、資本主義諸国とくにアメリカ・イギリスおよび新興民族資産階級との提携のもとに、馮玉祥・閻錫山・広西派などとの妥協によつておこなわれたものであり、その当然の結果として、国民党内には、北伐後も蔣介石と系統を異にする各種勢力とならんで軍閥的諸勢力が残存し、これら諸勢力は、蔣介石が北伐を成功にみちびき、新興資本主義勢力を背景にその権力的地位を固めていくことに、自らの存在を脅かすものとして強い不満と脅威を感じざるをえなかつたからである。

このような対立的傾向は、蔣介石が、北伐後の最大かつもつとも緊急な課題である軍隊の徹底的整理改編の必要を強調することによつて、一九二九年一月国軍編遣会議を開催し、軍隊の中央集権化を決定して軍閥的勢力の基盤を一挙に剝奪しようとしたために、一段とはげしくなつていつた。したがつて、当時「蔣介石の政府に対する支配権は国民党全国代表大会で最終的に確認されるまでは暫定的なものであつた」[5]蔣介石としては、来るべき国民党三全大会で有利な態勢をつくりあげ、その指導的権力的地位を鞏固にすることが、なんとしても必要であつた。しかし、この三全大会の召集にあたつて、蔣介石に対するもつとも大きな障害は、汪兆銘のひきいる国民党左派の政権回復への要求であつた。汪は革命運動における蔣の先輩であつたばかりでなく、左派は前述したように地方党部に隠然たる勢力をもつていたからである。そこで蔣は、胡漢民と提携して国民党員の再登記をおこない、さらに三全大会代表の選出について、㈠大会代表は省市が全定員の半数を選出し、中央が半数を指定する㈡登記を完了していない省と特別市党部の代表は中央が指定する㈢海外各総支部および国内各特

別市党部についても前記(一)(二)の方法を適用する――などの方法をとり、圧倒的に蔣介石の党中央を支持する代表によつて三全大会を構成したのである。[6] その結果、一九二九年三月にひらかれた三全大会では、蔣介石が党総裁に選挙され、中央執行委員会でも左派勢力が後退し、蔣派の著しい進出がみられることとなつたのである。

蔣介石のとつたこの措置は、とくに国民党左派＝改組派の強い反撥をまねいた。かれらは、三全大会の取消・国民党改組当時（一九二四年）の民主集権制精神の復活・封建的分子の排除を主張して、反蔣勢力の結集につとめた。その結果、国民党十八地方党部のうち十五党部までが三全大会否認宣言に参加する反蔣抗議運動が発生し、この力が馮玉祥・閻錫山・広西派などの軍事力と結びついて、一九三〇年秋までに前後四回におよぶ反蔣戦争となつて勃発することとなつたのである。

反蔣第一戦は、蔣介石と広西派との間でおこなわれ、第二戦はこの年の五月から馮玉祥、韓復榘・石友三などとの間に、また第三戦は九月から主として張発奎・広西派・馮玉祥派の一部将領などとの間におこなわれたが、いずれも蔣介石の巧妙迅速な対策によつて鎮圧されてしまつた。しかし、翌一九三〇年二月にはじまる反蔣第四戦には、閻錫山・馮玉祥・広西派・改組派・西山派など反蔣各派はほとんどすべてこれに参加し、一時戦局は反蔣派の有利に展開した。かれらは、七月一日汪兆銘を中心に北平に国民党拡大会議を召集し、国民政府組織大綱および中央政治会議規則を決議し、閻錫山を国民政府主席に選出した。しかし戦局は、その後態勢をととのえた蔣介石の中央軍の反撃によつてしだいに悪化していつたところへ、九月十八日奉天の張学良が両軍に即時停戦を勧告し、中央擁護の立場から武装調停の挙にでたため、反蔣派はついに崩潰せざるをえなくなつてしまつた。このようにして蔣介石は、反蔣各派の抵抗を破り、董顕光のいう「一九三〇年以後は早、彼が戦い取つた永続的な中国支配権に異議を唱えるものはなかつた」[7] という表現はいいすぎであるにしても、その権力的地位を著しく強化したことは疑いえないところであつた。

蔣介石は、このような情勢を背景として、反蔣第四戦の勝利もほぼ確定した十月三日、開封の軍営から南京の国民政府に

あてて電報をおくり、三ヵ月後に国民党四全大会を召集して国民会議の召集と中華民国訓政時期約法の制定とを決定すべきことを要請した。しかし、実際には四全大会の召集をまつことなく、十一月十二日南京でひらかれた四中全会は、「訓政開始のときに一切の建国の根本問題は国民と共約しなければならない。すなわち全国民の心志を斉一にし、全国民の能力を集中し、民有・民治・民享の基をたて、本党執政時期の責任を明らかにしなければならない」として、翌三一年五月五日に国民会議を召集することを明らかにした。かくて、国民党中央常務会議は、十二月二十九日「国民会議代表選挙法」を通過、翌三一年一月一日これを公布し、一月二十九日には「中国国民党出席国民会議代表選挙法施行程序」を公布する一方、国民政府は、一月二十日「国民会議代表選挙施行法」および「各省市各団体応選出国民会議代表数額分配表」を、二月十三日および二十一日にはそれぞれ「選挙総事務所条例」および「国民会議代表選挙各省市事務所組織条例」を、さらに四月二十四日には「国民会議組織法」、同月二十八日には「国民会議秘書処組織条例」等々を公布し、国民会議召集への準備をととのえていつたのである。(8)

しかるに、このような国民会議召集への動きに対して、訓政褓母論者をもつて任ずる立法院長胡漢民は、国民会議で訓政時期約法を制定することは孫文の遺志に相反するとしてその制定に反対し、約法草案の起草に応じなかつた。(9) 胡漢民のいうように、はたして国民会議に約法制定の任務があるかどうかは別として、かれの反対が「蔣介石独裁の合法化と法制化に反対」(10)であり、それを懸念したことによるものであつたことは、否定しえないところであろう。いずれにせよ蔣介石は、胡漢民の反対を排除するため三月一日胡を湯山に監禁し、反蔣勢力の反対運動を押切つて、王寵恵・蔡元培・孔祥熙等十一人を約法起草委員として草案を起草させ、五月五日強引に国民会議を南京に召集した。会議は、五月五日から十六日までの間に議事を終り、「廃除不平等条約宣言案」・「実業建設程序案」・「対国民政府剿滅赤匪報告決議」など四〇にのぼる決議をおこなうとともに、(11)中華民国訓政時期約法を成立させるにいたつたのである（六月一日公布）。しかし、蔣介石のこのような措置と

くに胡漢民の監禁は、胡漢民系の党員の反撥をまねいた。かれらは、改組派・西山派の一部および広東系軍人（陳済棠等）など反蔣的傾向をもつ党員と結束し、五月二十八日広東に国民政府を樹立した。この対立は、満州事変直後の両政府合流のときまで継続されたのである。

ところで、このような国民会議の召集と訓政時期約法の制定については、こんにちまでだいたい二つの見方が存在しているようである。すなわち、その一つは、たとえば「蔣の主張の裏面には、北平拡大会議が約法問題に先鞭をつけ、太原に移つてから八章二百十一条の中華民国約法を制定したことに刺戟され、民衆の人気を回復するためには、どうしても約法を制定せねばならぬといふ政治上の必要があつたのである」[12]という見解や、「拡大会議は'約法を制定し、独裁に反対し、訓政を実施し、民権を保障する'ことをスローガンとしていたが、それは当時理由のないことではなかつた……中央に背叛する動きを制止し、同時に在野の名士と国内人民の不満を緩和するために、国民会議を召集し訓政時期約法をつくりだした」[13]のであるという見方からも明らかなように、国民会議の召集と訓政時期約法の制定を党内民主化の要求にこたえ、国民の支持をうけるためにおこなつたものとみる見方である。いま一つは、「そのねらい（国民会議の召集と訓政時期約法の制定　筆者）は、張学良の援助によつてようやく窮地を脱した蔣介石が、太原拡大会議の約法制定活動に対抗して、その軍事的独裁への非難をかわして反対派の口実を封じ、さらに中共の民主主義革命運動の急速な進展に対抗して、その一党独裁を全国民のうえに体制化しようとするものであつたと思われる」[14]という叙述からも知られるように、民主主義的＝反独裁的傾向をよそおいながら、実際はその偽装をたくみに利用することによつて一党独裁を体制化するところに真のねらいがあつたとみる見方である。

この小論は、主として国民会議と訓政時期約法の性格の検討をつうじて、この二つの見方のいずれがより妥当性をもつているかを究明しようとする一つのこころみである。

(1) 訓政綱領の要点は、(イ)訓政時期の政権（選挙・罷免・創制・複決の各権）は中国国民党全国代表大会が国民を指導してこれを行使し、代表大会閉会期間中は中央執行委員会に付託して執行させ、その間四政権は国民を訓練して逐次行使させるようにする（一条乃至三条）　(ロ)行政・立法・司法・考試・監察の五治権は、訓政時期には国民政府に付託して執行させる（四条）　(ハ)国民政府の重大な国務施行の指導監督ならびに国民政府組織法の修正および解釈は、中央執行委員会政治会議がおこなう（五・六条）――というところにある。

(2) この国民政府組織法については、謝瀛洲編「国民政府組織法」に詳しい。

(3) 董顕光「蔣介石」（寺島正・奥野正巳共訳）一一〇頁。

(4) 改組派の来源については、司馬仙島「北伐後之各派思潮」一三九―四一頁に詳しい。

(5) 董顕光前掲書一一二頁。

(6) 蔣介石系の代表は、司馬仙島によれば代表総数の八〇％近く（前掲書一五八頁）、池田誠は七〇％強（「中国現代政治史」三〇三頁）、董顕光は六〇％（前掲書一一三頁）とされ、多少の相違はあるが、蔣系の代表が多数を占めていたことは明らかである。

(7) 董顕光前掲書一二五頁。

(8) これらの法例は「中国国民党年鑑」（民国二十三年版）に収められている。

(9) 訓政褓母論は、訓政時期における国民党の一党独裁を理論づけたもので、その主張は、胡の「訓政褓母論」・「訓政大綱提案説明書」などに明らかにされている。その要旨は、「政治的知識および能力の幼稚な中国の人民は、いわば未成年者もしくは嬰児であつて、十分に政治的権利を行使することができないから、これには法定代理人または褓母をつけて成年に達するまで訓育輔導することが必要である。この期間が訓政時期であり、褓母にあたるものが国民党である。したがつて国民党は、一時人民にかわつて政権を行使するが、それはいずれ人民に返還されるべきものであり、そのような状態にみちびくことが褓母たる国民党の任務である」というのである。胡によれば、国民会議は、孫文の北上宣言（一九二四年九月十八日）にも明らかなように、一全大会宣言における政綱を承認し施行するためのものであり、訓政時期においては孫文の遺教が約法であつて、とくに訓政時期約法を制定する必要はないし、国民会議の任務にはそのようなものは含まれていない、というのである。いいかえれば、胡は、国民会議の召集そのものに反対しているのではなく、そこで訓政時期約法を制定することに反対しているのである。

なお、北上宣言については「中国国民党宣言集」（独立出版社）八八頁以下の原文を、国民会議の性格については、中華叢書委員会「三民主義辞典」三五五頁以下を参照されたい。また胡漢民の約法制定反対の経緯については、雷嘯岑「卅年動乱中国」上冊一八一頁以下に興味深い叙述がある。

(10) 高橋勇治「中華民国憲法」一六〇頁。

(11) これら諸決議については、前掲「中国国民党年鑑」（壬）四三頁以下参照。

(12) 波多野乾一「中国国民党通史」四三七頁。

(13) 平心「中国民主憲政運動史」二九二頁。また及川恒忠「支那政治組織の研究」は、反蔣派が繰返し掲げたところのスローガン――蔣介石の独裁を打倒せよ、国民党の一党専制を除け、国民会議を召集せよ――は民衆を引つけることに相当の効果をもたらした　・されば蔣介石は（国民会議の召集要求などによつて　・　筆者）、反蔣派の宣伝によつて民衆間に失墜せんとする自己及び政府の信望を支持することに努めた」（一一六頁）と述べ、波多野氏とほぼ同一の見解を明らかにしている。

(14) 池田前掲書三〇六頁。

## 二

前述したように、北伐の成功以来、党ならびに国民政府の中枢にあつて、国軍編遣会議・三全大会の召集などをつうじてその権力的地位をかためることに努力してきた蔣介石の専断的行動に対して、それに直接利害関係をもつ党内各派はいうまでもなく、広く一般世論も強い反撥を感じたのは当然であつた。そしてこの反撥が、党内民主主義の実行、さらには国民の意思を尊重し政治の独裁化を避けるための基本法の制定の要求となつてあらわれてきたことも、当然の帰結であつたのである。反蔣第四戦の最中に組織された反蔣各派の北平拡大会議が、そのスローガンとして「約法制定・独裁反対・訓政実施・民権保障」の四項目をかかげ、さらに当時、「北平晨報」をはじめ「上海・天津・武漢各地の新聞、刊行物がしきりに立憲もしくは約法実施を討論する評論を掲載した」[1]のは、この事実をしめしたものといつてよいであろう。

したがつて、蔣介石としても、この傾向を無視することができなかつたのは当然であり、かれが国民のまえにその信望をかためるためには、なんとしても蔣介石独裁という印象をかえさせなければならなかつたのである。いいかえれば、蔣介石が国民会議の召集と訓政時期約法の制定にのりだしたのは、たしかに一方で一般世論の不満にこたえるとともに、党内反蔣各派のこれまでの主張をうけいれる姿勢をとることによつて、董顕光氏のいうように「今は敗れ去つた反対派領袖たちに平和的解決方針をとつた」[2]と考えることもできるであろう。しかし、国民会議の召集と訓政時期約法の制定に対する蔣介石の

意図は、はたしてこれだけにとどまるものであろうか。この問題に答えるための一つの重要な手がかりは、かれがその召集および制定に主役を演じた国民会議ならびに訓政時期約法・国民政府組織法の性格そのもののなかにある、といわなければならない。そこでまず、国民会議の性格について検討することからはじめることにしよう。

はじめに、国民会議を構成する代表の選挙についてであるが、「国民会議代表選挙法」（全文二十三条）によると、選出代表は、各省選出代表四五〇名、各市選出代表二二名、蒙古選出代表一二名、西蔵選出代表一〇名、在外華僑選出代表二六名、合計五二〇名で、この定員を各地方毎に、農会、工会、商会および実業団体、教育会・国立大学・教育部立案の大学および自由職業団体、中国国民党から選出することになつている。「国民会議代表選挙法施行法」に定められた「国民会議代表数額分配表」[3]によると、各省の定員分配はつぎのとおりである。

| | 農会 | 工会 | 商会及実業団体 | 教育会国立大学教育部立案之大学及自由職業団体 | 中国国民党 |
|---|---|---|---|---|---|
| 江蘇 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 浙江 | 五 | 五 | 五 | 五 | 四 |
| 安徽 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 |
| 江西 | 六 | 六 | 六 | 五 | 五 |
| 河北 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 山東 | 六 | 六 | 六 | 六 | 五 |
| 山西 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 |
| 河南 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 福建 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| 湖北 | 六 | 六 | 六 | 六 | 五 |

| | 農会 | 工会 | 商会及実業団体 | 教育会国立大学教育部立案之大学及自由職業団体 | 中国国民党 |
|---|---|---|---|---|---|
| 湖南 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 広東 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 |
| 広西 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 陝西 | 四 | 四 | 三 | 三 | 三 |
| 甘粛 | 二 | 二 | 一 | 一 | 一 |
| 新疆 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 四川 | 六 | 六 | 六 | 五 | 五 |
| 雲南 | 三 | 三 | 二 | 二 | 二 |
| 貴州 | 三 | 二 | 二 | 二 | 二 |
| 遼寧 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 |

吉林　一　一　一　一　一　熱河　一　一　一　一　一
黒竜江　一　一　一　一　一　青海　一　一　一　一　一
察哈爾　一　一　一　一　一　寧夏　一　一　一　一　一
綏遠　一　一　一　一　一

そこでつぎに、このような国民会議代表選出の方法について、とくに注目される点を挙げてみるとつぎのとおりである。

第一に、国民会議代表の選挙にあたつて、選挙総監督および選挙監督をおき、各省は民政庁長を総監督に、各県市は県長・市長をそれぞれ監督に、蒙古・西蔵では蒙蔵委員会を総監督に、監督は蒙蔵委員会が当該地方高級長官のなかから任命することとし（選挙法九条）、総監督に、たとえば選挙団体の資格の審定・選挙違反に関する起訴不起訴の決定（選挙法十一・十七条）などをはじめ広汎な権限をあたえていることが挙げられるであろう。このことは、蔣介石の統制力のつよい国民政府に選挙干与への余地をのこしたものということができるであろう。

第二は、国民会議代表五二〇名中、各省に割当てられた中国国民党代表は前記「国民会議代表数額分配表」によると八四名であるが（これ以外に各市・蒙古・西蔵・華僑の代表が割当てられているが、そのうちの国民党代表数は不明確である）、「中国国民党国民会議出席代表選挙法施行程序」によると、「各省の国民会議出席代表は、選挙人が中央の提出した候補者のなかから各該省の代表定数の半数もしくは過半数を選挙し、その余は選挙人が自由にこれを選挙する」（六条）ことになつており、中国国民党代表の半数以上は党中央指定の候補者によつて占められるようにされている。この点、党中央を握る蔣介石にとつて有利な規定である、といわなければならないであろう。

第三に、「国民会議組織法」第二条によると、「中国国民党中央執行委員会中央監察委員会各委員および国民政府委員は、国民会議に出席することができる」ことになつていることである。この場合、「出席」という語は、同組織法第三条に使用

されている「列席」という語とは異り、当然に国民会議を構成するものとして国民会議に出席することができるという意味である。したがつて、ここでも蔣派の発言力の確保がおこなわれているということができるのである。[4]

以上のいくつかの例からも知られるように、国民会議の構成をつうじてみいだされる一つの顕著な特徴は、蔣介石が強い影響力をもつていた党中央および国民政府の発言力を確保し、反対勢力の進出を抑えるように配慮されているということであろう。もつとも、前記諸法令にもとづいて現実に選挙された代表すべてについて、その系列的区分をすることは不可能であり、それを証明する資料も十分には持合せていない。しかし、国民会議が蔣介石系の人々を中心に構成されたという事実は、国民会議そのものの経過からみても容易に判断されるように思われるのである。すなわち、会議運営の中心をなす主席団九名には、蔣介石に近い関係にある于右任、張学良、陳立夫、呉鉄城、張継をはじめ戴天仇、周作民、林植夫、劉純一女史などが就任し（陳立夫氏以下は選挙、于・張両氏はそれぞれ党中央および国民政府が推薦）、会議の経過についても、訓政時期約法の内容について約法委員会で若干の波瀾があつたけれども、結局は重大な修正はなく、ほとんど原案のまま押切られ、「廃除不平等条約宣言案」・「実業建設程序案」をはじめ約四〇にのぼる決議の審議については、賛成討議はあつても反対討議はほとんどなく、その反対討議も原案の趣旨強化を要求する内容のものが多かつたのである。[5] このことは、蔣系勢力の国民会議に対する影響力がいかに大きかつたかを示すものであり、いわば国民会議のもつ性格を明らかにしたものといつてよいであろう。

（1）平心「中国民主憲政運動史」二九二頁。
（2）董顕光「蔣介石」（寺島正・奥野正巳共訳）一二六頁。
（3）「中国国民党年鑑」（民国二十三年版）（壬）一七頁。
（4）銭端升等著「民国政制史上冊」によれば、「中国国民党中央執行委員会、中央監察委員会各委員および国民政府委員はひとしく出席することができるとされていたが、実際に出席したものは約三十余人であつた」（二四七―八頁）と述べている。

(5) 国民会議の経過については、雑誌「支那時報」十四巻六号「国民会議の大観」を参照されると興味深い。

## 三

そこでつぎに、このような性格をもつ国民会議で制定された訓政時期約法およびそれにもとづいて修正された国民政府組織法について検討してみることにしよう。

中華民国訓政時期約法は、全文八章八十九条からなり、その構成は、第一章総綱、第二章人民の権利義務、第三章訓政綱領、第四章国民生計、第五章国民教育、第六章中央と地方の権限、第七章政府組織、第八章附則、となつている。この約法は、国民会議に提出された原案にくらべて七ヵ条増加し、若干の修正が加えられているが、第八十五条の約法の解釈権を約法起草委員会から中国国民党中央執行委員会に変更した以外には、重大な修正もしくは新設はない。[1] つぎに、約法の主な特徴を検討し、その性格について考えてみることにしよう。

約法の特徴として挙げられる第一の点は、この約法が当然のことながら国民党の主張する「以党治国」の原則を明文をもつて規定していることであろう。すなわち、第三十条は、「訓政時期においては、中国国民党全国代表大会が国民大会を代表して中央統治権を行使する。中国国民党全国代表大会閉会のときは、その職権は中国国民党中央執行委員会がこれを行使する」と規定しているのである。ここにいう中央統治権は、建国大綱第二十四条の、中央法律に対する創制権および複決権、中央政府を構成するものに対する選挙権と罷免権を指し、孫文のいう「政権」に相当するものである。一方、行政・立法・司法・考試・監察という孫文のいう「治権」は、後述するように国民政府が五院を設けてその執行にあたることになつている(三十条)。いいかえれば、国民政府は、四政権をもつ中国国民党全国代表大会(閉会期間中は中央執行委員会)の監理のもとに治権を行使するのであり、この場合、国民政府主席および委員はすべて中央執行委員会によつて選任されるのである

（七十二条）。このことは、約法の解釈権を中央執行委員会にあたえた第八十五条とともに、国民党が政権・治権のすべてを掌握する用意をしめしたものであつて、「以党治国」の原則を具体化したものといつてよいであろう。

ところで、第二の特徴は、中央制度においてひきつづき五院の設立をみとめ、従来に比し国民政府主席の権限を強化したことであろう。いいかえれば、この約法でも、行政院・立法院・司法院・考試院・監察院の五院が設置され、さらにそのうえに国民政府主席および委員若干人が設けられ、国民政府主席および委員は、国民党中央執行委員会によつて選任されることになつているのである（七十一・七十二条）[2]。この場合、とくに注目されるのは、約法第七十四条が「各院院長および各部会長は、国民政府主席の申請をもつて国民政府が法によりこれを任免する」と規定し、さらにこの約法にもとづいて国民党五中全会で修正され、六月十五日に公布された国民政府組織法（全文十章五十二条）第十六条が、「国民政府五院院長、副院長、陸海空軍副司令および国民政府に直属する各院部会長は、国民政府主席の申請をもつて国民政府が法によりこれを任免する」と規定し、さらに立法・監察両委員の任命についても、各主管院長が人選提出後国民政府主席が国民政府に申請し法によつて任命するとした（国民政府組織法三十一・四十七条）ことであろう。この点をこれまでの国民政府組織法の規定にくらべると、たとえば一九二八年十月八日公布の組織法および一九三〇年十一月二十四日公布のそれでは、五院院長および副院長は中国国民党中央執行委員会によつて選任され、各部会長、立法・監察委員は主管院長の申請にもとづき国民政府がこれを任命することになつており、新組織法における国民政府主席の権限とくに五院に対する地位は著しく強化されたといつて差支えないのである。また、法律の公布・命令の発布についても、この組織法では、これまでとは異り、国民政府会議（政府主席と政府委員によつて組織される）の議決を経る必要はなく、主席の署名、関係院院長の副署によつておこなわれることになつており（十七条）、これも主席の地位強化の方向を示したものといつてよいであろう。王世杰は、これについて、「民国十四年七月、中国国民党が最初の国民政府組織法を制定して以来、中央政府の組織は合議制（すなわち一般にいう委員制）を採用し、多

年にわたつてそれを放棄しようとはしなかつた。民国二十年六月の組織法は、あきらかに一種の新しい動向をあらわしたものである」[3]と述べているが、国民政府主席の権限強化、委員制の後退という点で、まことに妥当な見解であるといわなければならない。

第三の特徴としては、約法が地方制度につき概括的な弾力性にとむ規定を設け、詳細はすべて法律に譲つたことが挙げられるであろう。すなわち、地方制度は、省制と県制の二つに分れているけれども、前者については、㈠省に省政府をおき、中央の指揮をうけて全省の政務を処理し、㈡一省全数の県が完全自治に達し憲政開始時期にいたつた場合には、建国大綱第十六条にもとづき国民代表会を開き省長を選挙することができる、と規定しただけで、省政府の組織その他はすべて法律の規定に譲つている（七十八・七十九条）。また後者に関しても、㈠県に県政府をおき、省政府の指揮をうけて全県の政務を処理し、㈡各県は県自治籌備会を設けて建国大綱第八条に定める自治籌備事項[4]を実行し、㈢工商繁盛、人口集中あるいはその他特殊な事情のある地方は各種の市区を設けることができる、と規定しただけで、県政府・自治籌備会・各種市区などについてはこれを法律の規定するところにまつこととした（八十一・八十二・八十三条）。このように詳細な点を法律の規定にゆだねたことは、基本法という約法の性格からみて当然なことではあるけれども、立法をおこなう国民政府立法院が、民選の立法部ではなく、前述したように国民政府主席が強い影響力を行使しうる機関であること、ならびに指揮系統が国民政府（主席の権限強化）―省政府―県政府となつていることは、この約法が、政府組織として国民政府主席を頂点とした中央集権化の精神をもつてつらぬかれていることを示しているといつてよいであろう。

つぎに、第四の特徴としては、国民の生計および教育について詳細な規定を設けたことが挙げられるであろう。ことに国民の生計については、各種の生産事業に対する国家保護を規定したばかりでなく、第三十七・三十八条では職業ならびに営業選択の自由・契約の自由を、第四十条では「労資双方は協調互利の原則にもとづき生産事業を発展させなければならな

い」と規定して労資協調の原則を謳い、労働者保護の各種規定を設けている。また国民教育については、第四十七条に「三民主義は中華民国教育の根本原則とする」と規定し、全国公私立の教育機関は、国家の監督をうけて国家所定の教育政策を施行する義務を負うものとした（四十九条）。これは、いうまでもなく、中国国民党が国家建設にあたつて教育の指導権をにぎる考えから設けられた規定で、それがたんに教育機関の運営に対する監督にとどまることなく、国家所定の教育政策を遂行させることとしたのは、訓政時期における「以党治国」政治の特徴をあらわしたものというべきであろう。

以上の諸点をつうじてみられる訓政時期約法の顕著な特徴は、要するに、いわゆる中央集権的性格が極めて強いということであろう。とくに、そのなかでも、国民政府主席の権限が従来のそれにくらべて著しく強化されていることは、注目されなければならないところであろう。

いうまでもなく、一九二八年十月八日以来、国民政府主席の地位をしめてきたのは蔣介石であり、かれが訓政時期約法制定後の新国民政府においても、ひきつづき国民政府主席に就任することは、当時の情勢からみて確定的であつた。したがつて、国民会議における約法制定の問題について蔣介石と対立した胡漢民が、波多野氏のいうように、「約法制定に依つて蔣が大総統になるのではあるまいか」[5]ということを懸念していたのは当然であり、それだからこそ国民会議の約法委員会（五月九日）で、「蔣介石氏主席の権限を縮少し各院長、各部長などの任命権を党部に附与しやうといふ修正論昂まり、理論が沸騰したが、結局お流れとなる」[6]ような現象も現れてきたのである。また前述したように、胡漢民監禁後南京・広東両政府の対立を経て一九三一年十二月蔣介石が下野して両政府の統一が実現されたとき、広東派の要求を容れて修正された国民政府組織法は、第十一条で「国民政府主席は中華民国の元首であり、外に対して国民政府を代表する。ただし実際政治の責任を負わない」と規定し、第十二条では主席の兼職を禁じ、第十条では前組織法における主席の五院院長・副院長任命の提案権を奪つて直接国民党中央執行委員会の選任によるものとし、さらに第十五条では憲法頒布以前五院は主席に対してではなく、

国民党中央執行委員会に責任を負うものとし、極力国民政府主席の権限を縮少することに努力しているが、このこともまた、当時国民政府主席の権限の強化が蔣介石の権力確立にとつていかに重要な役割をはたすものと考えられていたかを証拠だてるものといつてよいであろう。

要するに、当時の状況において、蔣介石の権力確立への過程と国民政府主席の権限の強化、ひいては中央集権的な訓政時期約法の制定とは不可分の関係にあつたということができるのである。事実蔣介石は、新国民政府組織法制定後、五中全会において国民政府主席に選任され、みずから行政院長を兼任して、強大な権力をふるいうる地位についたのである。したがつて、蔣介石が、一九三一年十二月の前記南京・広東両政府統一のときに一時その意図を挫折されたにしても、当時訓政時期約法の制定、とくに国民政府主席の権限強化をつうじて、自己の権力確立への道をあゆもうと考えていたと推測することは、必ずしも不当とはいえないように考えられるのである。

(1) この点については、「支那時報」十四巻六号九四頁に詳しい。
(2) 国民政府組織法第十条によると、委員は十六人乃至三十二人、主席・五院院長・副院長は当然委員になることになつている。
(3) 王世杰・銭端升「比憲憲法」六一八頁。
(4) 建国大綱第八条はつぎのように述べている。「訓政時期においては、政府は、訓練をうけ国家試験に合格したものを各県に派遣し、人民を協助して自治を準備する。その程序は、全県の人口調査、全県の土地測量が完了し、全県の警衛が十分に処理され、四境縦横の道路の修築が完成し、その人民が四政権使用の訓練をうけ、その国民の義務を完遂し、革命の主義を誓つておこなうようになつた時に、県官を選挙して一県の政事を執行し、議員を選挙して一県の法律を議決することができ、ここにはじめて完全自治の県となる。」
(5) 波多野乾一「中国国民党通史」四三七頁。
(6) 「支那時報」十四巻六号九二頁。

## 四

蔣介石による国民会議の召集と訓政時期約法の制定とが、反蔣各派のそれまでの主張をうけいれる姿勢を示すことによつて、蔣介石独裁に対する一般世論の非難を緩和し、党内反蔣派の不満を和げようとする目的をもつたものであり、また蔣介石としてもそうせざるをえない状況におかれていたことは、否定しえないところであろう。しかし、これまで検討してきた国民会議の構成、訓政時期約法および国民政府組織法の内容は、明らかにそれが蔣介石の権力確立への道をひらく性格をもつていたことを示しており、少くともこの点から判断すれば、蔣介石の国民会議召集と約法制定の目的が、たんなる非難の緩和にとどまらず、一歩をすすめて、それらをかれ自身の権力確立に利用するところにおかれていたことは、推測に難くないといわなければならない。いいかえれば、蔣介石は、国民会議の召集と約法の制定によつて、その軍事的独裁に対する非難をかわすとともに、その機会を積極的に利用することによつて、一党独裁の体制をしつかりと法制化し、かれ自身の権力を不動のものとして確立しようとする意図をもつていた、と考えるべきであろう。